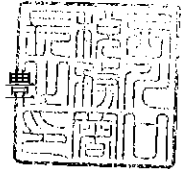


西 法 1 - 6 3
平成 27 年 2 月 25 日

埼玉県川口市飯塚4丁目12番4号
株式会社 健人
代表取締役 石井 誠人 殿

西川口税務署長 石川



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成27年1月14日付で申請のあった川口市飯塚4丁目1番4 遠藤アパート2階（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成27年2月25日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

1 販売する酒類の範囲は、次に該当する酒類に限る。

(1) 国産酒類

カタログ等（インターネット等によるものを含む。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する清酒、単式蒸留しょうちゅう、果実酒及びリキュール。

(2) 輸入酒類

2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等（インターネット等によるものを含む。）を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。